

平成29年度

教育委員会定例会  
(3月)



平成30年3月16日(金)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日時 平成30年3月16日（金） 午後3時  
場所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
  - (1) 議案第15号 人事異動（市費学校職員）について (P 2)
  - (2) 議案第16号 鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱の廃止について (P 3)
  - (3) 議案第17号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について (P 5)
  - (4) 議案第18号 鹿屋市学校通学費補助に関する要綱の一部改正について (P 9)
  - (5) 議案第19号 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について (P 13)
  - (6) 議案第20号 平成29年度教育委員会点検・評価について (P 16)
- 5 報告
  - (1) 平成30年度鹿屋市一般会計当初予算について
  - (2) 鹿屋市社会教育委員の会議の答申について
  - (3) 鹿屋看護専門学校専任教員の採用について
  - (4) 鹿屋市教育長職務代理者の指名について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第15号

人事異動（市費学校職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成30年3月16日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙） ※当日配布

（提案理由）

平成30年4月1日付け市費学校職員の異動を実施したいので、本案を提出するものである。

議案第16号

鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱の廃止について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成30年3月16日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋女子高等学校の特色ある取組及び魅力ある学校づくり等の推進について協議検討する鹿屋女子高等学校活性化推進委員会の会議が終了したので、本案を提出するものである。

## 鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱の廃止について

鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱（平成29年鹿屋市教育委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

議案第17号

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について  
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成30年3月16日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の学校教育課に関する事項を追加したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項 2 学校教育課に関する事項の表を次のように改める。

決裁事項	教育長	専決区分	
		次長	課長
学校教育に係る指導及び助言に関すること。			○
市立学校（看護専門学校を含む。）の休業日の変更及び振替授業の承認に関すること。			○
市立学校（看護専門学校を含む。）の学校行事の承認に関すること。			○
学校教育に係る研究会、講習会等に関すること。			○
児童及び生徒に係る就学、転入、転出その他諸届出の受理及び通知に関すること。			○
児童及び生徒に係る要保護又は準要保護の認定に関すること。			○
県費負担教職員の人事記録及びその証明に関すること。			○
県費負担教職員の長期休暇、出張等服務上の申請及び承認に関すること。			○
補助教材の使用届に関すること。			○
教科用図書の届出の処理に関すること。			○
教科書の給与事務に関すること。			○
学校長が行う諸申請及び届のうち、軽易なものの処理に関すること。			○
教職員免許状の取得等に係る申請手続に関すること。			○
学校の体育、保健及び学校給食に関する事項の指導及び助言に関すること。			○
児童及び生徒の安全教育の指導及び助言に関すること。			○
学校給食に関すること。			○
学校給食センターに関すること。			○
学校給食センターによる学校給食の実施計画に関すること。			○
鹿屋市立高等学校入学料の免除の承認に関すること。			○

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号				○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号			
2 学校教育課に関する事項				2 学校教育課に関する事項			
決裁事項	教育 長	専決区分		決裁事項	教育 長	専決区分	
		次長	課長			次長	課長
学校教育に係る指導及び助言に関すること。			○	学校教育に係る指導及び助言に関すること。			○
市立学校（看護専門学校を含む。）の休業日の変更及び振替授業の承認に関すること。			○	市立学校（看護専門学校を含む。）の休業日の変更及び振替授業の承認に関すること。			○
市立学校（看護専門学校を含む。）の学校行事の承認に関すること。			○	市立学校（看護専門学校を含む。）の学校行事の承認に関すること。			○
学校教育に係る研究会、講習会等に関すること。			○	学校教育に係る研究会、講習会等に関すること。			○
児童及び生徒に係る就学、転入、転出その他諸届出の受理及び通知に関すること。			○	児童及び生徒に係る就学、転入、転出その他諸届出の受理及び通知に関すること。			○
児童及び生徒に係る要保護又は準要保護の認定に関すること。			○	児童及び生徒に係る要保護又は準要保護の認定に関すること。			○
県費負担教職員の人事記録及びその証明に関すること。			○	県費負担教職員の人事記録及びその証明に関すること。			○
県費負担教職員の長期休暇、出張等服務上の申請及び承認に関すること。			○	県費負担教職員の長期休暇、出張等服務上の申請及び承認に関すること。			○
補助教材の使用届に関すること。			○	補助教材の使用届に関すること。			○
教科用図書の出の処理に関すること。			○	教科用図書の出の処理に関すること。			○
教科書の給与事務に関すること。			○	教科書の給与事務に関すること。			○
学校長が行う諸申請及び届のうち、軽易なもの			○	学校長が行う諸申請及び届のうち、軽易なもの			○

<p>の処理に関すること。  教職員免許状の取得等に係る申請手続に関する  こと。  学校の体育、保健及び学校給食に関する事項の  指導及び助言に関すること。  児童及び生徒の安全教育の指導及び助言に関す  ること。  学校給食に関すること。  学校給食センターに関すること。  学校給食センターによる学校給食の実施計画に  関すること。  <u>鹿屋市立高等学校入学料の免除の承認に関する  こと。</u></p>		<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ <u>○</u></p>	<p>の処理に関すること。  教職員免許状の取得等に係る申請手続に関する  こと。  学校の体育、保健及び学校給食に関する事項の  指導及び助言に関すること。  児童及び生徒の安全教育の指導及び助言に関す  ること。  学校給食に関すること。  学校給食センターに関すること。  学校給食センターによる学校給食の実施計画に  関すること。</p>		<p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p>
--	--	---	---	--	--

議案第18号

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成30年3月16日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

へき地教育振興法に基づく「へき地」に該当する学校に通学する遠距離通学者への支援の要件を整理するため、本案を提出するものである。

## 鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱（平成18年鹿屋市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2 前項の規定にかかわらず、上場団地から通学する児童および生徒も遠距離通学者とする。」を削除する。

第4条中「第2条第2項に規定する者及び」を削除し、「3 前項の規定にかかわらず、上場団地から通学する児童及び生徒については交付対象とし、年額20,00円交付するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童及び生徒が義務教育を円滑に受けられるように配慮して、遠距離から通学する児童及び生徒に対して予算の範囲内で補助金の交付をすることを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、遠距離から通学する児童及び生徒（以下「遠距離通学者」という。）とは、上高隈町、下高隈町、輝北町並びに吾平町内の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒のうち、その居住地から学校までの片道の通学距離が、小学校は4キロメートル以上、中学校は6キロメートル以上ある者をいう。</p> <p>(通学距離の認定)</p> <p>第3条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童及び生徒の住居から学校に至るまでの通常の経路で、学校長が認定した距離により、前条第1項の通学距離を認定するものとする。</p> <p>(補助の対象及び額)</p> <p>第4条 この補助金は、遠距離通学者の保護者に対し、次に掲げる額を交付するものとする。ただし、鶴峰小学校の遠距離通学者については、年額20,000円以内とする。</p> <p>(1) 小学校 4キロメートル以上6キロメートル未満 年額8,000円以内</p>	<p>○鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童及び生徒が義務教育を円滑に受けられるように配慮して、遠距離から通学する児童及び生徒に対して予算の範囲内で補助金の交付をすることを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、遠距離から通学する児童及び生徒（以下「遠距離通学者」という。）とは、上高隈町、下高隈町、輝北町並びに吾平町内の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒のうち、その居住地から学校までの片道の通学距離が、小学校は4キロメートル以上、中学校は6キロメートル以上ある者をいう。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、上場団地から通学する児童及び生徒も遠距離通学者とする。</u></p> <p>(通学距離の認定)</p> <p>第3条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童及び生徒の住居から学校に至るまでの通常の経路で、学校長が認定した距離により、前条第1項の通学距離を認定するものとする。</p> <p>(補助の対象及び額)</p> <p>第4条 この補助金は、遠距離通学者の保護者に対し、次に掲げる額を交付するものとする。ただし、第2条第2項に規定する者及び鶴峰小学校の遠距離通学者については、年額20,000円以内とする。</p> <p>(1) 小学校 4キロメートル以上6キロメートル未満 年額8,000円以内</p>

改正後	改正前
<p>6キロメートル以上 年額12,000円以内</p> <p>(2) 中学校 6キロメートル以上7キロメートル未満 年額12,000円以内</p> <p>7キロメートル以上 年額16,000円以内</p> <p>2 スクールバス等（市が遠距離通学者の送迎業務の委託契約したタクシーを含む。）を利用し、又は教育委員会が指定した学校を変更して通学する児童及び生徒については、補助の対象としない。</p>	<p>6キロメートル以上 年額12,000円以内</p> <p>(2) 中学校 6キロメートル以上7キロメートル未満 年額12,000円以内</p> <p>7キロメートル以上 年額16,000円以内</p> <p>2 スクールバス等（市が遠距離通学者の送迎業務の委託契約したタクシーを含む。）を利用し、又は教育委員会が指定した学校を変更して通学する児童及び生徒については、補助の対象としない。</p>
<p><u>3 前項の規定にかかわらず、上場団地から通学する児童及び生徒については交付対象とし、年額20,000円交付するものとする。</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を学校長を経由し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(補助金交付決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条により提出された申請書を審査の上、適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書を申請人に交付する。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第7条 申請人は、補助金交付決定通知書又は補助金交付確定通知書の写しを添えて、補助金交付請求書を提出して交付を受けるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を学校長を経由し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(補助金交付決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条により提出された申請書を審査の上、適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書を申請人に交付する。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第7条 申請人は、補助金交付決定通知書又は補助金交付確定通知書の写しを添えて、補助金交付請求書を提出して交付を受けるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

議案第19号

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成30年3月16日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の任期を整理するため、本案を提出するものである。

## 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則（平成22年鹿屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中「任期は」の次に「7月1日からの」を加える。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の鹿屋市立学校給食センター条例施行規則（以下「施行規則」という。）第12条の規定により委嘱されている運営委員会の委員の任期は、改正前の施行規則第12条の規定にかかわらず、平成30年6月30日までとする。

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>鹿屋市立学校給食センター条例施行規則 平成22年5月17日教育委員会規則第5号</p> <p>(略) (運営委員会委員)</p> <p>第12条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、その任期は<u>7月1日からの1年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(1) 学校長</p> <p>(2) 市立小・中学校の保護者で当該PTA代表者が推薦したもの</p> <p>(3) 学識経験者等で教育委員会が必要と認めたもの</p> <p>(略)</p>	<p>鹿屋市立学校給食センター条例施行規則 平成22年5月17日教育委員会規則第5号</p> <p>(運営委員会委員)</p> <p>第12条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、その任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(1) 学校長</p> <p>(2) 市立小・中学校の保護者で当該PTA代表者が推薦したもの</p> <p>(3) 学識経験者等で教育委員会が必要と認めたもの</p>

議案第20号

平成29年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。



**平成 29 年度教育委員会点検評価  
結果報告書**  
(平成 29 年度事業分)

平成 30 年 3 月  
鹿屋市教育委員会

# 目 次

I	はじめに	
1	点検評価の目的	1
2	平成 29 年度点検評価の方法	1
3	評価結果の公表等	1
4	取組経過	2
II	評価結果	
1	内部評価（一次評価）結果について	2
2	外部評価（二次評価）結果について	
・	事業評価	3
III	資料	
	鹿屋市教育振興基本計画施策体系図	30
	鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱	31

## I はじめに

### 1 点検評価の目的

教育委員会における事務事業の点検評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定により、実施が義務付けられていることから、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに事務事業の管理及び執行状況についての透明性の確保と、市民への説明責任を果たすことを目的に実施する。

なお、事業の点検・評価を行うことにより、鹿屋市教育振興基本計画の進行状況等の管理を行うものである。

#### 【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 平成 29 年度点検評価の方法

#### (1) 平成 29 年度点検評価の基本的考え方

教育委員会の平成 29 年度の全事業を教育振興基本計画の施策に基づき、内部評価及び外部評価を行う。

#### (2) 評価の方法（作業内容）

##### ① 内部評価：事業所管課による一次評価

事業所管課において、教育振興基本計画に位置付けられた全事業について、自己評価シートにより各施策の進捗状況を点検した。

##### ② 外部評価（二次評価）：外部評価委員による評価

事業評価（外部評価委員会）

第 2 期鹿屋市教育振興基本計画に基づく平成 29 年度の事業評価を行った。

### 3 評価結果の報告等

#### (1) 議会報告

①報告時期 平成 30 年 3 月

②報告方法 点検評価結果報告書を議会へ提出

#### (2) 市民への公表

①公表時期 平成 30 年 3 月

②公表方法 市ホームページに報告書を掲載

#### 4 取組経過

時 期	作 業 内 容
1月上旬	●事業所管課による一次評価（全事業） ●外部評価を行う「施策の方向性」の選定（各課3～4事業）
1月中旬	●検証シートの作成 ●外部評価委員決定及び依頼
1月29日	●内部評価委員会開催（教育次長を委員長とし、各課長及び課長補佐による内部評価委員会）
2月2日	●第1回外部評価委員会開催 ・委嘱状の交付 ・外部（二次）評価
2月中旬	●第1回外部評価委員会における意見等のまとめ
2月20日	●第2回外部評価委員会開催 ・外部評価委員へ点検結果報告（案）の確認
3月上旬	●平成29年度教育委員会点検評価結果報告書の作成
3月16日予定	●教育委員会定例会への点検評価結果報告
3月下旬	●公表（議会及び市ホームページ）

## II 評価結果

### 1 内部評価（一次評価）結果について

評価	A評価	B評価	C評価	D評価	未評価	合計
事業数	95	52	3	0	0	150
割合	63.3%	34.7%	2.0%	0%	0%	100%

#### ◎評価基準

評価	評 価 区 分	考 え 方
A	・計画どおり順調に進んでいる ・十分効果があがっている	優れた取組や状況等が見られ、課題はほとんどなく、順調に計画が進んでいるもの
B	・概ね計画どおり進んでいる ・成果がみえる	良い取組や状況等が見られ、若干の課題はあるものの、概ね順調に計画が進んでいるもの
C	・計画がやや遅れている ・一定の成果が見えるが改善が必要	課題が少なからずあり、計画の進捗がやや順調でないもの。また、一定の成果はあったが課題が生じたもの
D	・計画が大幅に遅れている ・成果が上がっておらず、抜本的見直しが必要	課題が多く、着手できていないか、着手しても殆ど成果が上がらないなど、計画が殆ど進まなかったもの

## 2 外部評価（二次評価）結果について

### ① 評価内容等

第2期鹿屋市教育振興基本計画平成29年度の事業評価を行った。

#### 平成29年度教育委員会点検・評価事業一覧

連番	施策の方向性	施策	事業名等	課名	頁
1	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	生徒指導の充実	心に届く生徒指導推進事業	学校教育課	P 4
2	次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進	確かな学力の向上	教師力向上推進事業	学校教育課	P 8
3		英語教育・国際理解教育の推進	英語教育推進事業	学校教育課	P 10
4		情報教育の推進	教職員 I C T 活用能力育成推進事業	学校教育課	P 12
5	安全・安心な教育環境と教育活動の充実	学校施設の老朽化対策の推進	小中学校校舎増改築事業	教育総務課	P 14
6		市立高等学校の活性化	鹿屋女子高活性化事業	教育総務課	P 16
7	心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実	家庭教育の充実	家庭教育支援事業	生涯学習課	P 18
8	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	読書活動の推進	「鹿屋市子ども読書計画」推進事業	生涯学習課	P 22
9	文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承	文化芸術活動の促進と環境づくり	文化のまち鹿屋魅力アップ事業	生涯学習課	P 26

# 評 価 結 果

## 1 心に届く生徒指導推進事業

### (1) 事業の位置付け

担 当 課	学校教育課	
事 業 種 類	●ソフト事業	
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
	施 策	生徒指導の充実
目 的 ・ 目 標	平成28年度～平成29年度の2年間、生徒指導に係る鹿児島県の研究協力校として、鹿屋東中学校において、魅力ある学校づくり（不登校対策）プロジェクトに取り組み、不登校問題の解消を図る。 具体的には鹿屋東中学校における不登校生徒を30人以下とする。	
事 業 の 概 要	<p>「生徒の自己有用感・仲間意識が発揮される学級・学年・学校づくりをめざして」～学び合いを取り入れた授業展開と共感的人間関係を育む教育活動を通して～のテーマのもと、県研究協力校として魅力ある学校づくり（不登校対策）プロジェクトに2年間取り組む。</p> <p>「学び合い学習を取り入れ、生徒の主体的・協同的な学習活動を展開することで、自己肯定感や共感的人間関係が育まれるのではないか」、「生徒会活動の充実と生徒個々の良さを認め合い相互に高め合う学級づくりを推進することにより、自己有用感・仲間意識を育むことができるのではないか」という2つの仮説のもと、主に教職員による居場所づくりと生徒同士による絆づくりを通して、新規の不登校生徒を出さないという未然防止の取組の充実を図るなど不登校に係る改善を目的として取り組む。</p>	
主 な 取 組	<p>○未然防止の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学級づくり             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 自己有用感を育む班活動</li> <li>イ 構成的グループエンカウンターの実施</li> </ol> </li> <li>2 授業づくり（授業改善）             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 「学び合い」を取り入れた授業</li> <li>イ 「東中スタイル」の徹底</li> <li>ウ 板書の統一</li> </ol> </li> <li>3 生徒理解             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 定期教育相談の実施</li> <li>イ 「学校楽しいーと」の活用</li> </ol> </li> <li>4 環境整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 市松模様の座席</li> <li>イ 教室環境の統一と整備</li> </ol> </li> <li>5 その他の取組             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 不登校対策委員会の実施</li> <li>イ 心の教室の整備</li> <li>ウ 適応指導教室との連携</li> <li>エ 小中連携</li> <li>オ 「市不登校プロジェクトチーム」の立ち上げ、充実</li> </ol> </li> </ol>	

## (2) 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H27	H28	H29(見込)
事 業 費	0	0	0
財源 内訳	国 庫 支 出 金	0	0
	県 支 出 金	0	0
	地 方 債	0	0
	そ の 他	0	0
	一 般 財 源	0	0

## (3) 事業の検証

成果指標①	指 標 名	不登校生徒数		単 位	人
	年 度	H27	H28	H29 (2月現在)	
	目 標	40	40	30	
	実 績	49	33	20	
成果指標②	指 標 名	構成的グループエンカウンターの実施		単 位	人
	年 度	H27	H28	H29 (2月現在)	
	目 標	0	6	6	
	実 績	0	6	6	
評 価		C	B	A	
課題・今後の取組等		<b>【課題】</b> ① 継続した問題行動発生 ② 小・中学校間連携の充実 <b>【取組】</b> ① 授業改善や生徒指導体制の確立と継続した取組 ② 合同研修会や授業の相互参観、乗り入れ授業の実施等による小中連携の推進			

## 【外部評価】

## 1 外部評価結果について

## (1) 心に届く生徒指導推進事業

## 【主な質疑等】

- 不登校の生徒は、小学校では保護者が学校にやらないと聞いているが、中学校は本人が学校に行かないのか、保護者がやらないケースがあるのか。  
→ 中学校でも、実際大きな問題として保護者が学校にやらないケースもあり、教育委員会のメンバーが学校に行ったり、市の保健福祉部と連携を図り保護者への指導もおこなっている。また、生徒の怠学で学校に行かないケースもある。
- 12月末に県のいじめ問題対策会議があり、本市の大始良中の生徒が「学校は楽しい」という内容の事例発表を行った。県教育長をはじめ、教育関係者が集まる会の中で鹿屋市から事例発表があり、大変うれしかった。
- 不登校の生徒数が実績で22名(12月末)となっているが、改善した子ども達は完全に登校しているのか。また、保健室登校の生徒は、登校した数に入っているのか(宮下委員)  
→ 保健室登校、別室登校はこの数に入っていない。年間30日を越えた子ども達が22名となっている。改善した子どもたちでも完全登校できていないケースもある。心の教室や保健室等への別室登校で学校への登校は改善されているが、中には、環境の変化により、再度不

登校となる生徒もおり、市立図書館にある適応教室に通っている生徒もいる。引き続き、段階的に登校へ向けて取り組んでいるところである。

- ・ 不登校の生徒数をみると12月末で徐々に49人から22人に減っており、鹿屋東中学校の取組みが成果を見せつつある。これを鹿屋市全体の学校に広げていくということなどでぜひ期待したい。

#### 【まとめ】

- 鹿屋東中学校の取組の成果を評価しながら、また課題として学力向上や、問題行動の継続発生という事もあることから、引き続き小中連携や生徒指導体制の改善確立を通して、課題解決に取り組んでいただきたい。

(今後の取組)

○鹿屋東中学校の取組の成果や課題等を分析し、生徒指導に関する研修会等で他小・中・高等学校へ還元していくとともに、「市不登校対策プロジェクトチーム」を核とした実践を市内全小中高校へ拡げ、各校で積み重ねていきたい。



## 評 価 結 果

### 2 教師力向上推進事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	学校教育課		
事 業 種 類	●ソフト事業		
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	2 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進	
	施 策	確かな学力の向上	
目 的 ・ 目 標	教師力向上を図ることにより、児童生徒の学力向上を図る。		
事 業 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校教諭先進校派遣研修を計画し、中学校教諭が、質の高い授業や学校経営について学ぶ機会をつくる。</li> <li>・ 大学から講師を招いて教育講演会を開き、授業改善に資する。</li> <li>・ 鹿屋市内に研究推進校を設置し、他校の教師が継続的な訪問研修ができる態勢をつくり、教師力向上の機会を充実させる。</li> <li>・ 指導主事が各学校の校内研修へ積極的に講師として赴き、指導する。</li> <li>・ 教職員が自らのテーマで研修を進め、教育論文としてまとめていくことで研修への意識を高め、資質・能力の向上を図る。</li> </ul>		
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校教諭先進校派遣研修を2泊3日で実施し、1年間に本市中学校教諭の約2割に当たる40人程度を派遣する。(3年間で約6割) 鹿兒島大学教育学部附属中学校…約10人ずつ2回 鹿兒島市立伊敷中学校(代用附属)…約10人ずつ2回</li> <li>・ 夏季休業中の「授業力アップセミナー」に講師を招へいし、先進の授業改善について講義を実施する。</li> <li>・ 授業力向上推進校設置へ向けての協議を進める。</li> <li>・ これまで以上に各学校へ講師派遣を推奨し、指導主事を含む外部講師が学校を訪問し、直接指導を行う。年間約200回→約220回へ</li> </ul>		

#### (2) 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		1,266	490	602
財源 内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	1,266	490	602

#### (3) 事業の検証

成果指標①	指 標 名	先進校派遣研修への各中学校の年間参加者数		単位	人
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	-	38	35	
	実 績	-	29	32	

成果指標②	指標名	校内研修での指導助言回数		単位	回
	年度	H27	H28	H29	
	目標	200	200	200	
	実績	150	228	227(2月末)	
評価	B	A	(A)		
課題・今後の取組等	<b>【課題】</b> ① 新学習指導要領に沿った各学校における指導法改善 <b>【取組】</b> ① 校内研修体制の確立 ② 「学びの共同体」についての研修会を継続実施 ③ 授業力向上推進校への支援（県総合教育センターとの提携校） ④ 校内研修における指導主事の指導の充実				

## 【外部評価】

### （２）教師力向上推進事業

#### 【主な質疑等】

- ・ スクールガードリーダーとして、月に20校ほど学校を訪問しているが、先生たちは朝早く登校され7時前には門を開けてくださっている。また先生たちのあいさつが良いので、その事が子どもたちに自然に伝わって、子どもたちも良いあいさつができていないのか。
- ・ 研修に参加すると先生たちの意欲も引き出される。先生たちは忙しい中に、時間を割いて研修に参加しているので、健康には留意されたい。
- ・ 子どもたちへの対応で、先生の間力が高ければうまくできたケースがあるように思えるが、資質向上のためのセミナーや講演会への参加はどうか。

#### 【まとめ】

- 学力向上のためには、授業力を中核とした教師力の向上は欠かせない。指導主事等による校内研修の更なる活性化や先進校への派遣研修、授業力アップセミナーなど色々な機会を通じてより一層の教師力向上に努めていただきたい。

#### （今後の取組）

○新学習指導要領に対応した授業改善など教職員の資質・能力の向上に向けた研修を充実させていくと共に、市内に教職員の研修の拠点となる学校づくりに向けた取組を推進していきたい。なお、教師の負担も考慮するために、各種研修会や行事等をスクラップ&ビルドする視点で配慮をしながらバランスを図っていきたい。

## 評 価 結 果

### 3 英語教育推進事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	学校教育課	
事 業 種 類	●ソフト事業	
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	2 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進
	施 策	英語教育・国際理解教育の推進
目 的 ・ 目 標	平成32年度より全面実施される小学校英語教育の教科化に備えつつ、グローバル化する社会の中で、活躍できる人材を育成するために、言語や文化が異なる人々と主体的にかかわり、英語で意見を述べ、交流していくことなどに必要な英語力を児童生徒に身に付けさせる。	
事 業 の 概 要	英語を通じて、児童生徒の積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やコミュニケーション能力の育成を図る。	
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先進的な研究の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かのや英語大好き」事業（小学校） ・ 英語講師配置（5人）</li> <li>・「外部専門機関と連携した英語指導力向上」事業（小中高）</li> <li>・「英語教育強化地域拠点」事業（小中高）</li> <li>・「小学校英語に対応した教育課程編成の在り方に関する調査研究」事業</li> </ul> </li> <li>○ 具体的な教育活動、指導方法の改善等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「イングリッシュキャンプ」の実施（3回）</li> <li>・「英語暗唱弁論大会」・「中学生海外派遣事業」（2人）</li> <li>・英語教育指導法研修会</li> <li>・「外国語指導助手（ALT）」配置事業（5人）・英語フォーラム in 鹿屋</li> </ul> </li> <li>○ 各種検査等による評価、検証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イングリッシュチャレンジ ・「I B A」（英語検定協会）</li> </ul> </li> <li>○ 計画の修正、改善 ・ 英語教育実践報告会</li> </ul>	

#### (2) 年度別の決算額

(単位：千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		42,800	41,534	37,791
財源 内訳	国 庫 支 出 金	0	0	0
	県 支 出 金	1,650	1,568	929
	地 方 債	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
	一 般 財 源	41,150	39,966	36,862

#### (3) 事業の検証

成果指標①	指 標 名	英語大好き率		単位	%
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	100	100	100	
	実 績	98.0	97.2	97.8	

成果指標②	指標名	英語検定3級以上の取得率(中学校3年生)		単位	%
	年度	H27	H28	H29	
	目標	34	34	34	
	実績	17	32	37.8(2月末)	
評価	B	B	(A)		
課題・今後の取組等	<p><b>【課題】</b></p> <p>① 社会の変化や大学入試制度改革に対応できるような児童・生徒の英語能力の向上</p> <p>② 教員と児童生徒が共に英語を学ぶことができるような研修会等の充実</p> <p><b>【取組】</b></p> <p>① 鹿屋市小学校英語教育の年間指導計画の改訂および指導方法の改善</p> <p>② 全ての小学校において次期学習指導要領の先行実施</p> <p>③ 中学校英語教育の充実に向けた指導</p> <p>④ 小学校と中学校の円滑な連携を行う。</p> <p>⑤ 研修会や英語教育フォーラム等の工夫・改善</p> <p>⑥ 中・高校生を対象とした「イングリッシュキャンプ」の実施</p>				

### 【外部評価】

#### (3) 英語教育推進事業

##### 【主な質疑等】

- ・ 小学校から英語が教科化されることに伴い、教諭の中には不安や抵抗がある方もいると思うが本市ではどのような取組をされているか。  
→本市では、市内各地域に日本人の英語講師5人を配置し、英語講師と教諭と一緒に授業を行ったり、各地域で公開授業やそれぞれの授業をオープンにしたりして、指導方法の研究を進めております。なお、このような取組により本市の教諭の不安や抵抗感は、全国に比べ、非常に低い状況にあります。
- ・ 小学校の取組はとても楽しく児童生徒の英語大好き率も高いようなので、中学校でもこのような取組をしていただきたい。

##### 【まとめ】

- 本市がこれまで取り組んできた、また現在取り組んでいる先行研究の成果等を基にしながら、平成30年度からの次期学習指導要領の先行実施や平成32年度からの教科化に向けて、取り組んでいただきたい。

##### (今後の取組)

○平成32年度からの本格的な小学校の英語科に向けて、本市では、開始前に先駆けて平成30年度から前倒しで研修的に取り組んでいきます。時数確保や内容検証を行うなどの研究・実践を積み重ねスムーズな移行ができるようにしていく。また、中学校の英語教育の充実に向けた施策等についても検討していくこととしたい。

## 評 価 結 果

### 4 教職員 ICT活用能力育成推進事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	学校教育課	
事 業 種 類	●ソフト事業	
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	2 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進
	施 策	情報教育の推進
目 的 ・ 目 標	直面する様々な社会の変化に対応するために、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出すことのできる子どもたちを育成する。	
事 業 の 概 要	1 電子黒板、教師用タブレットの整備 2 パソコン教室のパソコンをタブレットパソコンへ更新 3 統合型校務支援システムの導入 4 教師の ICT活用指導力の向上	
主 な 取 組	鹿屋市情報化ビジョンに基づいた取組 ① H29～H31の3か年で、市内小中高等学校の全通常学級及び理科室（鹿屋女子高は特別教室も含む）に電子黒板及び教師用タブレットを整備する。 ② H31・32年度にパソコン教室のパソコンをタブレットパソコンに更新する。（通常学級での活用もできるように整備する。） ③ H34年度に市内小中高等学校に統合型校務支援システムを導入する。 ④ 各学校に ICT支援員を派遣し、校内研修時の講師として研修の充実を図る。 ⑤ 情報教育担当者研修会の実施し、活用能力の育成を図る。 ⑥ 寿小学校を「かのや ICT推進事業モデル校」に指定し先進的に取り組ませる。視察の受け入れを行う。	

#### (2) 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		4,129	1,440	11,564
財源 内訳	国 庫 支 出 金	0	0	0
	県 支 出 金	0	0	0
	地 方 債	0	0	0
	そ の 他	0	1,000	8,839
	一 般 財 源	4,129	440	2,725

#### (3) 事業の検証

成果指標①	指 標 名	ICTを活用した授業を行える教職員率		単位	%
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	60.0	65.0	80.0	
	実 績	66.1	68.0	74.2	

成果指標②	指標名	情報教育担当者研修会参加人数		単位	人
	年度	H27	H28	H29	
	目標	36	37	40	
	実績	32	39	52	
評価		A	A	A	
課題・今後の取組等		<p><b>【課題】</b></p> <p>① 教職員のICT活用指導力のさらなる向上</p> <p>② 統合型校務支援の整備</p> <p><b>【取組】</b></p> <p>① ICT支援員を派遣した校内研修の更なる充実</p> <p>② 校内研修時の指導主事による指導助言 (ICT活用についての指導)</p> <p>③ ICTモデル校(寿小)への視察を推奨</p> <p>④ 情報教育担当者研修会の充実</p> <p>⑤ 教職員の働き方改革の視点から統合型校務支援システムの導入予定時期(H34年導入予定)の見直し</p>			

## 【外部評価】

### (4) 教職員ICT活用能力育成推進事業

#### 【主な質疑等】

- ・ ICT支援員はどのような方がされているのか。  
→契約先となる業者よりICT支援員能力認定試験資格取得者及び教育情報化コーディネーター3級以上の資格を有する等の支援員を配置し、対応している。

#### 【まとめ】

- 今日多くの分野でICTが使われているという社会状況や国の教育の動向等を踏まえ、ICT教育環境整備と教職員のICT活用能力向上を目指す本事業を着実に推進していただきたい。

#### (今後の取組)

○鹿屋市情報化ビジョンに沿って、電子黒板やタブレット等のICT教育環境整備と同時にICT支援員を派遣したり、情報担当者研修会等を効果的に活用したりして、教職員の活用能力の育成を図っていく。

## 評 価 結 果

### 5 小中学校校舎増改築事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	教育総務課		
事 業 種 類	●ハード事業		
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	4 安全安心な教育環境と教育活動の充実	
	施 策	学校施設老朽化対策の推進	
目 的 ・ 目 標	「鹿屋市学校再編計画」及び平成27年度に策定された「鹿屋市公共施設等総合管理計画」等と整合性を図りながら、計画的に学校施設の老朽化や増改築等の対策を推進する。		
事 業 の 概 要	<p>児童・生徒の急激な増加に伴う教室不足を解消するため、新たに校舎を増築し教育環境の改善を図る。</p> <p>(対象校：笠野原小学校、寿北小学校、鹿屋東中学校)</p> <p>《児童・生徒数の予測》</p> <p>笠野原小学校 398人 (H29年度) → 437人 (H35年度)</p> <p>寿北小学校 925人 (H29年度) → 1,169人 (H35年度)</p> <p>鹿屋東中学校 892人 (H29年度) → 1,010人 (H35年度)</p>		
主 な 取 組	<p>平成26年度 笠野原小臨時校舎建設 40,561千円</p> <p>平成27年度 笠野原小臨時校舎借上 8,500千円</p> <p>笠野原小管理棟耐力度業務委託 2,722千円</p> <p>平成28年度</p> <p>基本・実施設計業務委託 (笠野原小学校、寿北小学校)</p> <p>建設検討委員会の開催 各学校 3回開催</p> <p>実施設計業務委託 54,734千円</p> <p>地質調査業務委託 5,022千円</p> <p>平成29年度</p> <p>○笠野原小学校校舎新築工事</p> <p>建築 1工区 5JV、電気 3工区、空調 3工区、給排水 2工区</p> <p>(工期：平成29年10月5日～平成30年8月20日 320日間)</p> <p>○寿北小学校校舎新築工事</p> <p>3月定例議会へ契約議案上程予定 (平成30年4月着手予定)</p> <p>○鹿屋東中臨時校舎建設 (4教室分を設置)</p> <p>(契約期間：平成29年5月25日～平成32年9月30日)</p> <p>契約金額 51,084千円 (H29年度 29,360千円)</p>		

#### (2) 年度別の決算額

(単位：千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		11,222	68,520	453,613
財源 内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	地方債	0	56,700	326,000
	その他	0	0	40,000
	一般財源	11,222	11,820	23,236



## 評 価 結 果

### 6 鹿屋女子高活性化事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	教育総務課		
事 業 種 類	●ハード事業 ●ソフト事業		
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実	
	施 策	市立高等学校の活性化	
目 的 ・ 目 標	人口減少や少子高齢化等の社会的課題に直面した状況に対応するため、女性の更なる活躍が必要になっている。鹿屋女子高等学校は、今後も時代の要請に対応した教育を推進し、自己の能力を發揮し社会に貢献できる人材を育成すること、また、市立女子校の特長を活かしながら、魅力ある学校として更なる飛躍と発展に取り組む。		
事 業 の 概 要	平成28年度に策定した「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～」に基づき、活性化に関するソフト事業を推進するとともに機能的で魅力ある新校舎の建設（H32.4月供用開始）に取り組む。		
主 な 取 組	<p>○鹿屋女子高等学校活性化推進委員会の実施 学校関係者や地域、中学校などの委員（10人）から、活性化に向けた取組をより具体的に実行するための意見やアイデアを聴取し、来年度以降の取組の参考としていく。（H29.9以降延べ3回開催）</p> <p>○多様な進路の実現、地域との連携 地元人材を活用した新たな授業を設定しキャリア教育を行った。 専門学科の課題研究（4月～12月まで週4時間）の選択授業 【大隅観光】情報ビジネス科3年13名 講師：地元観光関係者等 【保育福祉】生活科学科3年14名 講師：地元保育園、福祉関係者等</p> <p>○I C T教育環境の整備 電子黒板及び操作用タブレットを全ての普通教室に各1台（全15台）、特別教室に13台、合計28台を設置し、よりわかりやすく効率的な授業の実施に活用している。（H29.9以降実施）</p> <p>○新校舎改築基本・実施設計の着手 平成32年4月の新校舎供用開始に向けて、建物の構造や配置、各階の基本的レイアウト、備えるべき機能や設備等を取りまとめる基本・実施設計に着手した。（基本設計をH30.3議会で公表予定）</p>		

#### (2) 年度別の決算額

(単位：千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		0	0	77,313
財源 内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	65,100
	その他	0	0	3,000
	一般財源	0	0	9,213

#### (3) 事業の検証

成果指標①	指 標 名	鹿屋女子高の定員充足率		単位	%
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	100	100	100	
	実 績	94	83	76	

成果指標②	指標名	大隅地域以外からの入学者数		単位	人
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	—	5	
	実績	1	1	3	
評価		B	B	B	
課題・今後の取組等		<p><b>【課題】</b></p> <p>①定員充足率の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な取組による定員充足率の確保</li> </ul> <p>②キャンパスライフの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の充実と教員負担軽減のための外部指導者の導入</li> <li>・域外からの入学を可能にする下宿・シェアハウスの確保</li> </ul> <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>①多様な進路の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合選択制」の導入（平成32年度から完全実施を目指す）</li> </ul> <p>②ICT教育環境の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒用タブレットの段階的導入</li> <li>・放課後学習など発展的利活用の促進</li> </ul> <p>③地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材、地域企業を活用した授業の拡充</li> </ul> <p>④効果的なPR活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットやホームページのリニューアルと、SNSを活用した広報活動の充実</li> </ul>			

### 【外部評価】

#### （6）鹿屋女子高活性化事業

##### 【主な質疑等】

- ・効果的なPR活動とあるが具体的にどのような活動をされているのか。  
→ホームページ等による広報活動以外では、夏休みにリナシティにて小学生向けの「キッズチャレンジフェスタ」を開催し、また2月には女子高にて、小中学生を対象とした、商業ビジネスを体験する「キッズビジネスタウン」を開催したところである。

##### 【まとめ】

- 大隅地区唯一の女子高としての特徴を活かしながら、女性の人材育成等、社会の要請に応えるための魅力ある学校づくりを目指して事業を推進していただきたい。

（今後の取組）

○ 未来創造プランに掲げる各施策を、行政や学校、地域と連携を図り、年次的な検証を重ねながら着実に実施していくこととしたい。また、効果的なPRについては、ホームページやパンフレット等、一般向けや中学生向けの対象者の差別化を図り、より親しみやすくわかりやすい広報・案内に努めることとする。

## 評 価 結 果

### 7 家庭教育支援事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	生涯学習課	
事 業 種 類	●ソフト事業	
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	2 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進 6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実
	施 策	幼児教育の充実 家庭教育の充実
目 的 ・ 目 標	家庭教育は、児童・生徒の基本的な生活習慣や豊かな情操などを育む重要な役割を担っている。少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化の影響で、家庭の教育力の低下が指摘されている中、改めて家庭の果たす役割と責任についての啓発・支援を行ない、基本的な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。	
事 業 の 概 要	家庭教育の重要性への理解、認識を深めるとともに、家庭の教育力の向上を図る。	
主 な 取 組	<p>○家庭教育講演会の開催 [年2回実施] 小学校、中学校、高等学校の保護者を対象に、家庭教育の抱える課題の解決に資する講演会を実施。</p> <p>○家庭教育学級の支援 [全小中学校、保育園3園、幼稚園2園で実施] 家庭教育の意義や発達段階に応じた子どもへの接し方などの知識や技能を学び、子育てに同じ不安や悩みを持つ親同士の相互交流を図る。</p> <p>○就学前子育て講座・思春期子育て講座 [全小中学校で実施] 保護者を対象に、就学時健診や入学説明会等を利用し、家庭教育に関する学習機会を提供する。</p> <p>○ドキドキ・ワクワク保育体験講座 [8月実施] 中高生を対象に、保育体験や保育士の話聞くことなどを通して、子どもの特性を知り子どもを育てることの重要性を理解するとともに子育ての楽しさや家族の大切さについて考えるきっかけとする。</p>	

#### (2) 年度別の決算額

(単位：千円)

年 度	H27	H28	H29(見込)
事 業 費	989	1,015	1,337
財源内訳	国庫支出金	0	0
	県支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他	0	0
	一般財源	989	1,015

#### (3) 事業の検証

成 果 指 標①	指 標 名	家庭教育学級員数		単位	人
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	1,900	2,000	2,000	
	実 績	1,956	2,349	1,929	
成 果 指 標②	指 標 名	保育体験講座参加者数		単位	人
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	70	70	70	
	実 績	85	63	103	
評 価		A	A	A	

<p>課 題 ・ 今 後 の 取 組 等</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>①乳幼児の保護者への向けた家庭教育啓発の機会の拡充が必要である。</p> <p>②各家庭教育学級の参加者の増と、講座内容の充実を図る。</p> <p>③保育体験講座は参加者が多いところではあるが、参加の目的を理解していない生徒が多いため、目的の明確化を図り、広報を工夫する必要がある。</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>①乳幼児の保護者へ向けて家庭教育を学ぶ機会を提供するため、市内保育園及び幼稚園と連携し、家庭教育学級の増設を図る。</p> <p>②家庭教育学級では、家庭教育講演会において実施したアンケート等を基に、保護者の悩みや実態を踏まえ、家庭教育について学び、実践できるような講座を学校と連携して計画し、実施する。</p> <p>③ドキドキ・ワクワク保育体験講座に参加をする中学生・高校生が、より家庭教育の大切さを理解できるよう、事前研修会において、研修の目的を十分に考慮した内容の講話を実施する。</p>
------------------------------	--

## 【外部評価】

### (7) 家庭教育支援事業

#### 【主な質疑等】

- ・ 家庭教育講演会では指導の必要性がない方ばかりが参加されており、本当に変わって欲しい方は参加されていないのが現状である。全ての保護者に行き渡る良い方法があればアドバイスいただきたい。  
→ 現在、家庭教育講演会は学校を通して各单位PTAに協力を求めており、すべての小・中学校から一定の参加をいただいている。また、講演後にいただくアンケートには「参加してよかった」との感想も多い。そこで参加された方々が各学校の学級PTA等で報告をする機会を設定できるよう働きかけていきたい。
- ・ 鹿屋人権擁護委員協議会では、携帯を所持する小学生が多い中で児童生徒が被害にあう前に守る目的で「スマホ・ケータイ安全教室」いう人権教室を実施しているため、このような教室の活用も検討していただきたい。
- ・ 家庭教育学級の中で、家庭での子どもへの接し方や宿題等の勉強指導方法を教えていただくような家庭教育学級のメニューを検討していただきたい。

- ・ 家庭教育で健康で規則正しく生活するのが基本にあると思うが、児童生徒の所属する少年団等が忙しく宿題をする時間がない等の話を耳にする。健全なる育成のために少年団やクラブ等があると思うが、練習や試合数が多いがために生活に支障があると思われる。これに関して家庭教育学級で話はでないのか。

→ 学習と少年団やクラブ活動の両立については、保護者の間でも話題になっているところである。家庭教育学級はそのような保護者の悩みを解決する場ともなっているので、家庭教育学級の年間計画作成にあたっては、保護者のニーズが反映されるよう、開設機関である学校に対し、指導していきたい。

#### 【まとめ】

- 基本的な生活習慣や善悪の判断、規範意識等、子ども達が大人になり社会生活を円滑に営んでいくための資質の育成は家庭教育によるところが大きい。現在の施策をより充実させ、家庭教育の推進に努めていただきたい。

(今後の取組)

- 家庭教育については、各関係機関団体等と連携しながらその重要性について周知を図るとともに、家庭教育講演会等、現在実施している事業に加え、幼児の保護者を対象とした講座等も実施することで家庭教育を学ぶ機会の充実・拡大に努めていきたい。
- 各小・中学校で開設している家庭教育学級では、保護者の悩みに合わせた講座が年度当初に提出される年間計画に反映されるよう、開設機関である各小中学校に指導していきたい。



## 評 価 結 果

### 8 「鹿屋市子ども読書計画」推進事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	生涯学習課		
事 業 種 類	●ソフト事業		
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	5	心豊かな人間性を培う生涯学習の推進
	施 策	「鹿屋市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動の推進	
目 的 ・ 目 標	鹿屋市教育委員会では、「鹿屋市の子どもが、読書の楽しさや喜びに出会うことができ、自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことを目的に、平成29年度から5か年の「鹿屋市子ども読書活動推進計画」を策定した。平成33年度までの達成目標として「小・中学校及び高等学校の児童生徒の家庭での不読率の半減」や「公共図書館（室）の児童書の貸出冊数の増加」などを定め、効果的な施策を行い、家庭、地域、学校等と連携して読書活動の推進を図る。		
事 業 の 概 要	「鹿屋市子ども読書活動推進計画」で定めた具体的数値目標を達成するため、生涯学習課としての効果的な施策を実行する。		
主 な 取 組	<p>(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進</p> <p>①家庭における子どもの読書活動の推進 家庭における取組の推奨、家庭への支援</p> <p>②市立図書館等における子どもの読書活動の推進 読書に親しむ機会の提供、図書貸出利用の充実、学習の支援 読書ボランティアグループへの支援、学校（学校図書館）との連携、読書環境の整備・充実、地域の図書室における取組</p> <p>(2) 学校等における子どもの読書活動の推進</p> <p>①幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進 子どもの読書習慣の確立、家庭・地域（公共図書館等）との連携</p> <p>②学校における子どもの読書活動の推進 読書習慣の確立、読書指導の充実、読書に関する表現・発表機会の充実、家庭・地域（公共図書館等）との連携、教職員の意識向上と学校図書館の利活用、読書環境の整備・充実</p> <p>(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備</p> <p>①子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進 「子ども読書の日」を中心とした取組、学校・幼稚園・民間団体等への各種情報の提供、学校・幼稚園・民間団体及び個人における優れた取組の奨励</p> <p>②推進体制の整備 子どもの読書活動推進体制の整備、民間団体等との連携・支援体制の整備</p>		

#### (2) 年度別の決算額

(単位：千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		1,002	1,036	1,562
財源 内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	530	530
	一般財源	1,002	506	1,032

(3) 事業の検証

成果指標①	指標名	公共図書館（室）の児童書の貸出冊数の増加		単位	冊
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	—	190,000	
	実績	185,986	188,412	(164,802)	
成果指標②	指標名	ブックスタートへの乳幼児・保護者の参加率		単位	%
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	—	100	
	実績	97.4	96.1	(97.2)	
評価		—	—	B	
課題・今後の取組等		<p><b>【課題】</b></p> <p>①中学、高校生の貸出者数や図書利用カードの登録者数が減少するなど、学年が上がるにつれて不読率が増加している。</p> <p>②家庭での読み聞かせ等の読書活動が、児童生徒の読書活動に与える影響が大きい。推進計画策定時に行ったアンケートでは、5%程度の保護者が家庭で読み聞かせを行ったことがない。</p> <p>③市立図書館に比べて3総合支所図書室には古い本が多く、特に児童書の更新が進んでいない。</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>①中学・高校生向けの蔵書の充実を図るとともに、図書館利用の促進や本に親しむ機会の創出のため、読んだ本の履歴を記録することが出来る読書通帳機を導入する。</p> <p>②7か月検診時の絵本を配布に合わせ、図書館スタッフが読み聞かせの実演を行うことで、保護者に読み聞かせのやり方や重要性について伝え、家庭での読書活動の推進を図る。</p> <p>③3総合支所図書室の図鑑や文庫シリーズなどの児童生徒向けの本の更新を行い、読書環境の充実を図る。</p>			

**【外部評価】**

(8) 「鹿屋市子ども読書計画」推進事業

**【主な質疑等】**

- ・ 子どもたちが、身近にいる大人が本を読んでいる姿を見たり、学校の朝読書等を通して、読書の大切さを感じてくれればよいと思う。
- ・ 始めから活字ではなく、シアターや紙芝居等ストーリーを楽しめるものからスタートして子ども達が好きと感じることができればよいと思う。

【まとめ】

- 読書は「心の栄養」と言われる。この推進計画にある事業を充実させ、読書好きで心豊かな子どもが育つよう引き続き取り組んでいただきたい。

(今後の取組)

- 家庭における子どもの読書活動の推進と、学校における子ども読書活動の推進を両輪として、今後も読書活動の施策を充実させていく。
- 課題である中学、高校生の不読率の減少や読書量の増加を図るため、中・高校生向けの蔵書の充実など、今後も子どもたちの発達段階に応じた効果的な施策に取り組み、読書活動の推進を図ることとしたい。



## 評 価 結 果

### 9 文化のまち鹿屋魅力アップ事業

#### (1) 事業の位置付け

担 当 課	生涯学習課		
事 業 種 類	●ソフト事業		
計 画 の 位 置 付 け	施策の方向性	8 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承	
	施 策	文化芸術活動の促進と環境づくり	
目 的 ・ 目 標	国民文化祭の開催で高まった文化振興の気運を継続させるため、引き続き市民が文化活動で活動できる場や、文化に気軽に触れられる場を提供し、文化の力による地域活性化を図る。		
事 業 の 概 要	鹿屋市民が文化活動で活躍できる場や、文化に気軽に触れる場を提供することで、鹿屋の文化のレベルを引き上げ、鹿屋の魅力アップに繋げる。また、鹿屋の子どもたちの自己肯定感を高め、他者を思いやる心を育て郷土愛を育む。		
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所ロビーコンサート <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が気軽に良質な音楽を楽しめる場を創出。ゼロ予算</li> </ul> </li> <li>○学校芸術鑑賞事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統芸能（能）、演劇、音楽等、生の芸術を学校に届けた。</li> </ul> </li> <li>○鹿屋市障がい者絵画作品コンクールACT展 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月23日（月）開催。本年度は、（株）サクラパス、南日本酪農（株）の後援をいただいた。</li> </ul> </li> <li>○リナシティまるごと博物館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・象嵌装大刀の展示や郷土芸能の発表、九州国立博物館学芸員等による講演会、理科実験・着付け・釣り・囲碁教室等リナシティで一堂に開催した。</li> </ul> </li> <li>○市民ミュージカル「花戦さ」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民文化祭のオープニングを飾ったミュージカルを再度上演した。（3回）</li> </ul> </li> <li>○映画「サクラ花」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・林家三平師匠の落語「出征祝」とセットで、3月21日（祝）リナで上映予定</li> </ul> </li> </ul>		

#### (2) 年度別の決算額

(単位：千円)

年 度		H27	H28	H29(見込)
事 業 費		—	8,516	7,301
財源内 訳	国 庫 支 出 金	—	0	0
	県 支 出 金	—	3,068	0
	地 方 債	—	0	0
	そ の 他	—	4,000	4,200
	一 般 財 源	—	1,448	3,101

#### (3) 事業の検証

成果指標①	指 標 名	市役所ロビーコンサート開催数		単位	回
	年 度	H27	H28	H29	
	目 標	—	4	4	
	実 績	—	5	5	

成果指標②	指標名	学校芸術鑑賞事業開催数		単位	回
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	6	6	
	実績	—	6	9	
成果指標③	指標名	障がい者絵画応募数		単位	点
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	100	100	
	実績	—	52	97	
成果指標④	指標名	ミュージカル「花戦さ」入場者数		単位	人
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	—	655	
	実績	—	—	708	
成果指標⑤	指標名	リナシティまるごと博物館入場者数		単位	人
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	—	1,000	
	実績	—	—	1,564	
成果指標⑥	指標名	映画「サクラ花」入場者数		単位	人
	年度	H27	H28	H29	
	目標	—	—	450	
	実績	—	—	(0) 3/21実施	
評価	—	—	(A)		
課題・今後の取組等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>①「リナシティまるごと博物館」、学校芸術鑑賞事業は好評であり、障がい者絵画作品コンクールACT展、市役所ロビーコンサートも定着してきた。</p> <p>②文化事業を開催することにより、協会や団体等の活性化、伝統文化の継承に繋げられるかということと、PR活動をより効果的に行うことが課題である。</p> <p><b>【取組】</b></p> <p>①今後とも、質の高い芸術・文化事業を広く市民に提供していきたい。</p> <p>②子どもたちに、本物の芸術に触れられる機会を多く提供できるよう取り組む。</p> <p>③文化事業は、成果指標の数値等では表せない効果も期待できる。児童生徒の郷土愛を育み、市民の心を豊かにする事業となるよう努めたい。</p>				

## 【外部評価】

### (9) 文化のまち鹿屋魅力アップ事業

#### 【主な質疑等】

- ・リナシティまるごと博物館は、多種多様な文化が一堂に披露され来場者を楽しませるイベントで好評であった。その中で、ホールで行われた文化財に関する講演会や伝統芸能の発表に観客が少なかったため、今後は集客にも工夫を凝らして欲しい。

#### 【まとめ】

- 現在取り組んでいる事業を引き続き推進し、より文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興伝承に努めていただきたい。

#### (今後の取組)

- 子どもたちが生の芸術に触れられる学校芸術鑑賞事業や、市民が気軽に楽しめる文化事業である市役所ロビーコンサート、障がい者絵画展等を継続し、文化振興に努めるとともに文化のまち鹿屋の更なる魅力アップを図ることとしたい。

### III 資料

## 鹿屋市教育振興基本計画施策体系図

(基本理念)

(基本目標)

(施策の方向性)

(施策)

未来を担う心豊かでたくましい人づくり

知・徳・体を調和的に育む教育の創造

創造性と豊かな心を育む人づくり

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

道徳教育の充実  
生徒指導の充実  
人権教育の充実  
体験活動の充実  
読書活動の推進  
食育の推進  
健康教育の充実  
体力・運動能力の向上

次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

確かな学力の向上  
英語教育・国際理解教育の推進  
特別支援教育の推進  
情報教育の推進  
環境教育の推進  
キャリア教育の推進  
郷土教育の推進  
幼児教育の充実

信頼される学校づくりの推進

学校経営の充実  
教職員の資質向上  
開かれた学校づくり  
安全・安心な学校づくり

安全・安心な教育環境と教育活動の充実

学校の活性化及び学校規模適正化の推進  
学校施設老朽化対策の推進  
学校給食に係る環境整備の推進  
市立高等学校の活性化

心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

学習環境の整備  
学習機会の充実  
学習推進体制の充実

心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

青少年健全育成への支援  
成人教育の充実  
家庭教育の充実

人権を尊重する平和な社会の実現

人権教育と啓発の推進

文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

文化芸術活動の促進と環境づくり  
文化財の保存・活用・継承

## 鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検評価の客観性及び透明性を確保するとともに、簡素かつ効率的な教育行政運営の推進について、外部の意見を求めるため、鹿屋市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告すること。
- (2) 教育委員会所管の点検評価システムの構築及び運営について、必要な事項を協議し、教育委員会に意見を述べること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、教育行政の運営及び点検評価について優れた見識を有する者うちから教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。